破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第４９４号
兵庫県西宮市熊野町８番13―515号
債務者　株式会社楽
代表者代表取締役　日高　嘉郎
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　曽我　智史
4　破産債権の届出期間　平成26年11月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月16日午前10時45分
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１８０９号
札幌市東区北25条東18丁目５番13号
債務者　株式会社キャスト
代表者代表取締役　坂川　　誠
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木貴教
4　破産債権の届出期間　平成26年11月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月５日午後２時
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８０３号
東京都西多摩郡奥多摩町海澤字下野441番地
債務者　株式会社上信
代表者代表取締役　堀内　秀幸
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大西　啓介
4　破産債権の届出期間　平成26年11月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月20日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１３０８号
名古屋市緑区太子２丁目24番地の２
債務者　株式会社西川製菓
代表者代表取締役　竹屋　三郎
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋田　智弘
4　破産債権の届出期間　平成26年11月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月15日午後１時45分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０７号
山口県宇部市大字妻崎開作184番地の10
債務者　野口工業株式会社
代表者代表取締役　野口　　豊
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　越智　　博
4　破産債権の届出期間　平成26年11月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月10日午後１時30分
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第１４号
徳島県三好市池田町マチ2348番地の１
債務者　眞野武酒造株式会社
代表者代表取締役　眞野武之吉
1　決定年月日時　平成26年10月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹原　大輔
4　破産債権の届出期間　平成26年11月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月20日午前11時
徳島地方裁判所美馬支部

平成２６年（フ）第６５号
福島県いわき市三和町下三坂字明戸121番地
債務者　農事組合法人永山牧場
代表者理事　永山　雄一
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大谷　好信
4　破産債権の届出期間　平成26年11月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月16日午後１時30分
福島地方裁判所いわき支部

平成２６年（フ）第２９６号
和歌山市小雑賀112番地
債務者　有限会社矢高組
代表者代表取締役　矢高　盟也
1　決定年月日時　平成26年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長岡健太郎
4　破産債権の届出期間　平成26年11月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月19日午後２時
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第４８９号
北九州市小倉北区紺屋町13番１号
債務者　有限会社ケイティーエム
代表者取締役　松浦　　清
1　決定年月日時　平成26年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江村　　智
4　破産債権の届出期間　平成26年11月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月20日午前11時30分
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１０３１５号
東京都文京区本郷１丁目28番24号
債務者　株式会社医学芸術社
代表者代表取締役　神谷　光男
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅沼　雅人
4　破産債権の届出期間　平成26年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０３１６号
東京都文京区本郷１丁目28番24号
債務者　株式会社医学芸術新社
代表者代表取締役　神谷　光男
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅沼　雅人
4　破産債権の届出期間　平成26年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９５５号
京都府相楽郡和束町大字原山小字小瀬谷79番地
債務者　有限会社荒木電機商会
代表者代表取締役　荒木　庄市
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中筋　斉子
4　破産債権の届出期間　平成26年12月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月14日午後２時15分
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第４９７号
宮城県宮城郡松島町竹谷字片平22番地の２
債務者　大友　義弘
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　美砂
4　破産債権の届出期間　平成26年11月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月16日午後１時35分
6　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第５８号
福島市鎌田字下釜２番地の１
債務者　齋藤　正男
1　決定年月日時　平成26年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　深谷　　拓
4　破産債権の届出期間　平成26年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月22日午後１時20分
6　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
福島地方裁判所